

# 令和3年度 生徒募集要項（一般募集）

埼玉県立川口工業高等学校  
(単位制による定時制の課程)

〒333-0846  
埼玉県川口市南前川1丁目10番1号  
電話 048-251-3081  
URL <https://www.kawaguchi-th.spec.ed.jp/>

## 1 募集人数

工業技術科(共学) 80名

## 2 出願資格

本課程に入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。

- (1) 令和3年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

## 3 通学区域

通学区域は設けない。

## 4 出願手続

### (1) 出願書類

#### ア 入学願書、受検票

埼玉県立川口工業高等学校長(以下「本校校長」という。)に提出すること。

#### イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料(950円)として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

#### ウ 調査書

出身中学校長が作成した「調査書」を本校校長に提出すること。

#### エ 自己申告書

令和3年3月31日にまでに中学校を卒業する見込みの者で、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長へ提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告書欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

### (2) 併願

ア 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

イ 本校の「全日制の課程」と「単位制による定時制の課程」の双方に「入学願書」を提出することはできない。

### (3) 出願書類の提出方法(原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。)

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和3年2月12日(金)を配達指定日とすること。	令和3年2月15日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 令和3年2月16日(火) 午前9時から正午まで
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	本校事務室に持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

## 5 志願先変更

- (1) 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和3年2月18日(木)から2月19日(金)まで  
受付時間は、2月18日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
2月19日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (2) 他の学校への志願先を変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を本校校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

- (3) 本校全日制への志願先を変更するときの手続

本校全日制に志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に提出した後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

- (4) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望した者は、改めて「自己申告書」を提出すること。なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

## 6 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

## 7 学力検査

- (1) 入学志願者は、令和3年2月26日(金)に学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (3) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び英語の5教科で実施する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査当日は午前8時15分から午前8時45分までに、本校の体育館に集合すること。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする

時間	8:45~9:20	9:25~10:15		10:35~11:25		11:45~12:35		13:30~14:20		14:40~15:30
教科等	集合 一般諸注意	国語 50分	休憩	数学 50分	休憩	社会 50分	昼食	理科 50分	休憩	英語 50分

- (6) 携行品

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可とする。)、消しゴム、三角定規(直定規も可とする)、コンパス、弁当、上履きを持参すること。なお、学力検査時に計時機能のみの時計の使用を認める。

- (7) 学力検査を受検できない者

学力検査当日に、次のア又はイに該当する志願者は、学力検査を受検することができない。

ア 保健所から健康観察や外出自粛を要請されている者

(ア) 新型コロナウイルス感染者

(イ) 濃厚接触者(保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。)

(ウ) PCR検査を受け、結果が出ていない者

(エ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されているもの。

イ チェックリストに該当した志願者

学力検査当日の朝に、募集要項の最後にあるチェックリストの各項目に該当するかを志願者自身で行い、**A欄で1項目以上、B欄で2項目以上**該当する者

なお、学力検査当日の朝に、チェックリストに該当する志願者がいた場合は、速やかに出身中学校校長から本校校長へ連絡すること。

## 8 面接

- (1) 入学志願者は、令和3年3月1日(月)に面接を受検しなければならない。
- (2) 学力検査終了時に連絡する指定時間・場所に集合すること。当日は、受検票、鉛筆(シャープペンシルも可とする)、消しゴム、上履きを持参する。
- (3) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

## 9 追 検 査

- (1) 次のア、イ又はウに該当する者は、令和3年3月3日（水）に実施する追検査を受検することができる。
  - ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査及び面接をすべて欠席した者
  - イ 「7 学力検査（7）学力検査を受検できない者」に該当する者
  - ウ 一部受検者  
（学力検査当日、急な体調不良により、学力検査を継続することが難しいと判定された者をいう。ただし、受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科に限る。）
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかったことを踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに（学力検査当日中に）本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和3年3月1日（月）正午までに本校校長に提出すること。
- (3) 追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付する。
- (4) 追検査当日は午前8時45分までに、指定の場所に集合すること。その他詳細については「7 学力検査」による。
- (5) 追検査を受検できない者  
「9 追検査」の（1）に該当し、かつ、追検査当日に保健所から健康観察や外出自粛を要請されている志願者は追検査を受検することができない。ただし、次のア、イ及びウのすべてを満たす濃厚接触者（以下、追検査当日の無症状の濃厚接触者という）を除く。
  - ア 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性である。
  - イ 追検査当日も無症状である。
  - ウ 公共の交通機関（電車・バス・タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。
- (6) 追検査会場は原則、本校である。ただし、追検査当日の無症状の濃厚接触者の検査会場は**指定する県内4施設**とする。
- (7) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に願している追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。
- (8) 追検査の出題範囲は、学力検査に準ずる。

### 10 入学許可候補者の発表

- (1) 令和3年3月8日（月）午前9時にウェブで発表、午前10時に本校構内に受検番号を掲示する。また、本校ホームページに掲載URLと掲載時間を示す。
- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受領すること。なお、必要書類の受領は、発表当日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

### 11 特例追検査

- (1) 新型コロナウイルスに感染するなどして、保健所から健康観察や外出自粛を要請され、学力検査・面接及び追検査をすべて欠席した者は、特例追検査を受検することができる。
- (2) 出身中学校長は、新型コロナウイルスに感染するなどの事由を踏まえ、令和3年3月3日（水）の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、速やかに（学力検査当日までに）本校校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」を令和3年3月1日（月）正午までに本校校長に提出すること。  
なお、「追検査受検願」を提出したが追検査を受検できない者に該当する場合は、改めて追検査当日までに本校校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」を令和3年3月4日（木）正午までに本校校長に提出すること。
- (3) 特例追検査の受検を承認したときは、「特例追検査受検承認証」を交付する。
- (4) 特例追検査を受検できない者  
「11 特例追検査」の（1）に該当し、かつ、特例追検査当日に保健所からの健康観察や外出自粛が継続している志願者は特例追検査を受検することができない。ただし、次のア、イ及びウのすべてを満たす濃厚接触者を除く。
  - ア 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性である。
  - イ 特例追検査当日も無症状である。
  - ウ 公共の交通機関（電車・バス・タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。
- (5) 特例追検査日程
  - ア 特例追検査日は、令和3年3月12日（金）とする。
  - イ 特例追検査は、国語、数学及び英語の3教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、「英語のリスニング」は実施しない。
  - ウ 特例追検査の出題範囲は、学力検査に準ずる。

エ 日程は次のとおりとする。

時間	9:20～9:40	9:40～10:30	休憩	10:50～11:40	休憩	12:00～12:50
教科等	集合 一般諸注意	国語 50分		数学 50分		英語 50分

オ 面接は実施しない。

カ 特例追検査の配点等は、学力検査に準ずる。

(6) 特例追検査会場

特例追検査会場は、**指定する県内4施設**とする。

(7) 入学許可候補者の発表

ア 令和3年3月16日(火)午後2時に、電話による発表を行う。

イ 入学許可候補者は、令和3年3月16日(火)午後2時から午後4時30分まで、及び令和3年3月17日(水)午前9時から正午までに本校で、選抜結果通知書等を受領すること。その際、受検票を持参すること。

12 入学許可候補者説明会

入学許可候補者説明会は、令和3年3月26日(金)に、本校において保護者同伴で行う。

※チェックリスト

A欄で1項目以上、B欄で2項目以上該当する者は、学力検査を受検することはできない。出身中学校に連絡すること。

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱の症状がある(37.5度以上)</li> <li>・息苦しさ(呼吸困難)がある</li> <li>・強いだるさ(倦怠感)がある</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・味を感じない(味覚障害がある)</li> <li>・臭いを感じない(臭覚障害がある)</li> <li>・咳の症状が続いている</li> <li>・咽頭痛が続いている</li> <li>・下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)</li> <li>・過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる</li> <li>・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある</li> </ul>